

相談支援体制の充実

P l a n	施策の方向性 (計画書p.37)	- 複合化、複雑化している相談に対応するためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実を図ることが必要。 - 相談員の質の向上を図るため、相談支援事業者の人材育成が求められる。													
	第4次計画 での取組項目 (計画書p.37 ～38)	① 小牧市障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援の強化 ② 指定特定相談支援事業所の体制整備（相談支援専門員の増加とセルフプラン率の適正化） ③ 基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員等の質の向上を目指して研修会を開催し、相談支援事業者の人材育成を促進するなど、相談支援体制の充実を図ります。 ④ 市内6か所の（市委託）相談支援事業所において一般相談をおこないます。 ⑤ 対象者、リスクの内容の枠を超えた、包括的・重層的な相談体制の構築（重層的支援体制整備事業）													
D o	成果	主な活動指標（計画書p. 39）				基準値		方 向 性	実績値						
									R6	R7	R8	R9	R10	R11	
		①相談員などによるサービス利用計画の作成割合				R4	56.4 %		↑						
		②市内相談支援事業所における相談支援専門員の人数				R4	25 人	↑							
C h e c k	課題	① a) 指定特定相談支援及び指定障がい児相談支援に従事する相談支援専門員が不足している。 b) 自社サービス利用者に限定して担当されている場合がある。他社サービス利用者も担当していただくことが望ましい。 ② a) 報酬が安価なので、事業者が相談支援事業に積極的ではない。加算を取得することによる増収の可能性を法人の意思決定者にアピールする必要がある。→令和5年度に“相談支援事業に係る加算取得の説明会”は開催済み。 b) 一人で相談支援業務をおこなっていると、同法人内の他職種の職員と悩みや困りごとを共有できる孤立を感じる者もいる。基幹相談支援センターや事業所連携による機能強化加算の取得を進めることで、一人相談員の孤立感を少しは緩和できる可能性はある。													
A c t	今後の取組	- 指定相談支援事業所ごとの担当件数を把握するとともに、利用者の追加受け入れができない理由を洗い出す。 - 他事業所との連携による機能強化加算取得（相談支援の基本単価のUP）を促進する。※地域生活支援拠点への登録必須 - 相談支援専門員間の交流の機会を増やす。													